

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制）に係るシステムの構築についての基本方針を下記の通り定める。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号）

- (1) 当社グループの経営理念に則り制定された「神栄倫理憲章」、「神栄行動基準」の精神を、繰り返し役員及び使用人に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の根底に据えることを周知徹底する。
- (2) 法令及び社会倫理の遵守のための体制を整備し、コンプライアンス上の問題点を把握するため、全グループ横断的な常設の内部統制委員会を設置し、代表取締役をコンプライアンスにおける総責任者として定める。
また、企画管理部門担当役員はコンプライアンス・マネジメントシステムの運営・企画を担当するとともに法務担当部門を所管する。
- (3) 法務担当部門と内部監査部門は、コンプライアンス上の問題を発見し、又は、検討課題を見出した場合は、内部統制委員会又は担当部門で審議し、取締役会に報告する。取締役会は、報告内容に対し、適切な改善措置を講じるとともに、定期的にコンプライアンス体制の維持・向上に努める。
- (4) コンプライアンスやリスクに関連する問題について、職制を通じた報告伝達経路以外に従業員が直接当社に報告することを可能とするため、内部通報制度（神栄ヘルプライン）を設置し、運営する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理につき、それぞれの分野において担当する取締役を総責任者として定める。総責任者は、「神栄グループ文書管理規則」に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理・保存する。
- (2) 監査役及び内部監査部門は「神栄グループ文書管理規則」に則り、適正に情報の保存及び管理がされているかについて監査する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- (1) 「神栄グループリスクマネジメント規則」に基づき、当社グループの事業の遂行上、想定し得る重要な個別リスクに関し、各個別リスクごとにリスク管理に対する体制を整

備する。これらの個別リスク管理は、全グループ横断的に設置する常設の内部統制委員会が行う。管理対象とすべき新たなリスクが生じた場合は、速やかに、当該リスクに対する施策を講じる。

- (2) 内部統制委員会は、事業分野ごと、又はリスクカテゴリーごとのリスク管理の状況を調査し、その結果を取締役に報告し、取締役会は、改善すべき点があれば、改善策を審議・決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- (1) 取締役会は、取締役会が定める経営機構に基づき、代表取締役、役付取締役、その他業務執行を担当する取締役をして、業務の執行を行わせる。
- (2) 取締役会は、常務以上の役付取締役を構成員とする経営会議を設置し、業務運営に当たらせる。
- (3) 取締役会は、中期経営計画を策定し、中期経営計画に基づく事業分野ごとの業績目標・予算を設定する。さらに、その達成に向けて各担当取締役に職務を遂行させ、その結果を管理・評価する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

- (1) 子会社（当社の完全子会社を指す。以下、同じ。）の機関設計について、各子会社の自主性・自発性・独立性を尊重する立場から、原則として、取締役会および監査役設置会社とする。
- (2) 当社の企画管理部門において、当社グループ子会社の業務執行を管理し、統括する。
- (3) 各子会社の各代表取締役は、当社の取締役の協力を得、グループ全体の内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有するものとする。
- (4) 各子会社の監査役は、当社所属の使用人を充てる。当社の監査役は、子会社の監査役との情報交換の場を定期的に設け、連携を密にする。また、当社の監査役及び内部監査部門は、当社及びグループ各社の監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告する。
- (5) 当社グループの内部統制システムについての全般的統制を行うため、当社の代表取締役を委員長とする全グループ横断的な常設の組織として、内部統制委員会を設置する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

- (1) 監査役の補佐業務又は監査役の事務局として監査役監査事務局を設置する。
- (2) 監査役監査事務局員は、監査役会又は監査役の命令に従いその職務を行う。

7 . 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第 1 0 0 条第 3 項第 2 号）

- (1) 監査役監査事務局は取締役会から独立した地位を確保できる体制とする。
- (2) 監査役または監査役会は、監査役監査事務局員の人事に関しては、事前に報告をうけるとともに、意見を述べる事が出来る。

8 . 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第 1 0 0 条第 3 項第 3 号）

- (1) 代表取締役及び担当取締役は、取締役会においてその担当する業務の執行状況の報告をする。また、監査役に対し、経営会議その他の重要な会議及び各種委員会に出席を求めるとともに、取締役の職務の執行に係る重要な文書を閲覧に供する。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役及び監査役会に直ちに報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、定期報告及びその他必要事項について随時報告を行う。

9 . その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 1 0 0 条第 3 項第 4 号）

- (1) 代表取締役は、監査役または監査役会と必要に応じて会合を開催する。
- (2) 取締役及びその職務を補助すべき使用人は、監査役又は監査役会との意思疎通、情報の収集・意見交換の機会を確保する。
- (3) 内部監査部門及び子会社の監査役は、監査役会に監査状況及び業務状況を報告するほか監査役との事務連絡会を開催し緊密な連携を保つ。

以上

制定 平成 1 8 年 5 月 1 9 日

改定 平成 1 9 年 6 月 2 6 日